

2023年1月6日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通三条上る場之町603番地
株 式 会 社 シ ス テ ム デ ィ
代表取締役 藤 田 雅 己

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施の上、開催いたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようご検討ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2023年1月26日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市中京区烏丸通三条上る場之町603番地
システムディビル 4階 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.systemd.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは業種・業務に特化したパッケージソフトを核とした付加価値の高いソリューションを顧客に提供しており、子会社を含めた6つの業種・業務を対象に事業を展開しております。その対象とする市場に向けて、新規及び追加のシステム提案によるフロービジネスを拡げるとともに、サポート及びクラウドサービス提供による安定的なストックビジネスを展開しており、中でも近年は需要が高まっているクラウドサービスの拡大に力を入れております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応の出口を模索している最中ではありますが、公教育ソリューション事業ならびに公会計ソリューション事業の2事業が牽引役となって業績を伸ばし、過去最高の売上、営業利益を計上することができました。

学園ソリューション事業におきましては、業界トップシェアの『キャンパスプラン.NET Framework』及び『キャンパスプラン for Azure』（クラウドサービス）の販売により、一定の売上、営業利益を計上いたしましたが、新規パッケージ提案やカスタマイズ案件が伸び悩み、業績が前連結会計年度を下回る結果となりました。しかしながら、期末時点で大規模学校法人も含めた多くの受注・引き合いをいただいております、今期全機能をトータルリリースした新製品『学園総合情報システム CampusPlan Smart』を中心に各案件獲得を進め、文教市場におけるシェア再拡大を進めております。

スポーツ・健康関連施設向け会員・会費管理システム『Hello EX』、文化観光施設向け運営支援システム『Hello Fun』を主に展開しているウェルネスソリューション事業におきましては、対象マーケットであるフィットネスクラブ等の新規オープン延期、事業縮小や、テーマパークや遊園地等の投資抑制が依然として続いております。一方で24時間ジムやゴルフスクール等、コロナ禍においても新規出店が相次ぐ小規模フィットネス施設

向けに、クラウド型会員管理・会費回収システム『Smart Hello』を数多く納品することができました。また、2022年11月には次世代のアミューズメント運営支援システムとしてクラウド型チケット管理システム『Smart Hello チケット』をリリースし、アフターコロナの市場に向けた事業展開を進めております。

公立小中高校向け校務支援システム『School Engine』を提供している公教育ソリューション事業におきましては、当社がトップシェアを占める都道府県向け公立高校、複数の大規模自治体を含んだ多くの公立小・中学校にサービス提供を行っております。当連結会計年度におきましては、2022年4月に稼働を開始した複数の大規模案件によってストック収入が更に増加したとともに、小中規模案件の納品も行うことができた結果、前連結会計年度を上回る売上、営業利益を計上いたしました。

公共団体向けの公会計ソリューション事業におきましては、公会計のデファクトスタンダードとなった『PPP(トリプル・ピー) Ver.5 新統一基準対応版』が、府・県・政令市・特別区などの大規模自治体をはじめとした多くの市町村自治体・公共団体に導入いただいた結果、全国の自治体の過半数を超える圧倒的なシェアを占めております。当連結会計年度におきましても、撤退した国策の競合製品からのリプレイスによる新規ユーザ獲得を引き続き進め、前連結会計年度を上回る売上、営業利益を計上いたしました。また、公会計の先進的な考え方を取り入れた、地方公共団体向け『Common財務会計システム』につきましても、導入ユーザを増やすべく引き続き積極的な営業展開と今後の制度対応を含めた追加機能の開発を進めております。

民間企業や学校法人をはじめ幅広い市場に向けて、コンプライアンス、ガバナンス支援ソフトとして『規程管理システム』及び『契約書作成・管理システム』を提供しているソフトエンジニアリング事業におきましては、高機能かつコストパフォーマンスに優れたこれらのソフトが市場で高い評価を受けて毎期業績を伸ばしております。当連結会計年度におきましても、民間企業をはじめ、学校法人、金融機関、医療法人等の幅広い市場へ当ソリューションの導入が進んだことに加え、既存顧客へのバージョンアップ案件にも取り組み、着実に売上、営業利益を計上いたしました。

保険薬局向け事業を営んでいる株式会社シンクにおきましては、引き続き保守サポート収入を安定的に確保するとともに、厚生労働省が推進するオンライン資格確認の導入に全面的に取り組んだことで、業績が向上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,232,504千円（前年同期比10.2%増）、営業利益897,696千円（同11.1%増）、経常利益899,548千円（同11.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益591,584千円（同3.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,102,008千円で、本社設備の購入及び改装や、社内利用のパソコン購入等でありま

す。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より長期借入金として600,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年10月期)	第 39 期 (2020年10月期)	第 40 期 (2021年10月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売 上 高(千円)	3,566,642	3,854,536	3,842,080	4,232,504
経 常 利 益(千円)	538,214	729,728	809,336	899,548
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	382,994	510,686	573,602	591,584
1株当たり当期純利益(円)	58.99	78.65	89.33	92.39
総 資 産(千円)	4,124,573	4,576,183	4,696,391	5,899,569
純 資 産(千円)	2,539,411	2,982,952	3,099,025	3,579,349
1株当たり純資産額(円)	391.11	459.42	484.01	559.03

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年10月期)	第 39 期 (2020年10月期)	第 40 期 (2021年10月期)	第 41 期 (当事業年度) (2022年10月期)
売 上 高(千円)	3,494,033	3,787,051	3,777,575	4,133,217
経 常 利 益(千円)	539,421	724,966	802,664	893,903
当 期 純 利 益(千円)	389,611	507,188	568,430	583,545
1株当たり当期純利益(円)	60.01	78.11	88.53	91.14
総 資 産(千円)	4,123,060	4,567,634	4,682,534	5,871,740
純 資 産(千円)	2,566,916	3,006,959	3,121,124	3,593,410
1株当たり純資産額(円)	395.34	463.12	487.46	561.23

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	所在地	主な事業内容
(株) シンク	500千円	100.0%	大阪府中央区	ソフトウェア事業

(注) システムディ北海道(株)は、当連結会計年度において、当社を存続会社、システムディ北海道(株)を消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 持続的な成長を可能にするビジネス体制の構築

2020年初頭から続く新型コロナウイルス感染拡大は、国内外における経済活動に大きな影響を与えております。また、自然災害も近年頻発しており、事業活動へ与える影響は無視できないものとなっております。このような状況下で持続的な成長を続けていくため、当社グループは、サポート及びクラウドサービス提供による安定的なストック収入を戦略的に増加させるとともに、攻めの営業でユーザ数を増加させて自社ユーザに対する追加売上機会を確保することが重要と考えております。

② パッケージソフトウェアの継続的な開発

当社グループは、業種・業務に特化した自社開発パッケージソフトによるソリューションビジネスを展開しており、ソフトウェアの機能・品質が業績に大きな影響を与えます。当社パッケージソフトは従来から市場において高い評価を受けておりますが、市場への訴求力を一層高めるため、次世代を担うソフトウェアの新規開発や既存ソフトウェアのバージョンアップを継続的に行っていくことが重要と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

■ソフトウェアの開発・販売およびサポートサービス業務

- ・パッケージソフトウェア事業
- ・クラウド、ASP型サービス事業

■システム・コンサルティング業務

■調査・企画業務

■不動産の賃貸業務

(6) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 : 京都市中京区

東京支社 : 東京都港区

札幌支社 : 札幌市中央区

② 重要な子会社の主要な事業所

「(3) 重要な親会社および子会社の状況」の「② 重要な子会社の状況」に記載の所在地の通りです。

(7) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
256名	17名増

(注) 使用人数は就業員数を記載しており、臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247名	20名増	36.9歳	9.6年

(注) 1. 使用人数は就業員数を記載しており、臨時雇用者は当事業年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。

2. 使用人数には、子会社等への出向社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社滋賀銀行	366,670千円
株式会社京都銀行	186,668
株式会社三菱UFJ銀行	8,370

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年10月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,498,000株 |
| (3) 株主数 | 2,272名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社トライ	900,000株	14.05%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	474,000株	7.40%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	411,100株	6.42%
堂山達子	373,125株	5.82%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	366,900株	5.73%
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	334,800株	5.22%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	300,000株	4.68%
京セラコミュニケーションシステム株式会社	250,600株	3.91%
株式会社滋賀銀行	200,000株	3.12%
堂山遼	199,000株	3.10%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（95,260株）を除いて計算しております。
2. 2022年11月1日付で、MIRI Capital Management LLCより当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2022年10月25日現在で同社が743,700株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年10月31日現在）
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2022年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 田 雅 己	㈱シンク代表取締役
専務取締役	堂 山 遼	ウェルネスソリューション事業部長 管理本部長 経営企画室長
常務取締役	江 本 成 秀	公教育ソリューション事業部長
取締役	奥 野 卓 司	ヤマザキ動物看護大学大学院特任教授 公益財団法人山階鳥類研究所シニアフェロー 理事 関西学院大学名誉教授
取締役	井 上 幸 雄	清水三年坂美術館運営アドバイザー
常勤監査役	小 林 正 人	
監査役	渡 邊 功	
監査役	池 上 哲 朗	京都総合法律事務所

- (注) 1. 取締役奥野卓司氏および井上幸雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡邊功氏および池上哲朗氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役奥野卓司氏および井上幸雄氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役渡邊功氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役池上哲朗氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
6. 取締役本庄英三氏は、2021年12月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はウェルネスソリューション事業部長ならびにシステムディ北海道㈱代表取締役でありました。
7. 取締役利山史郎氏は、2022年1月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はソフトエンジニアリング事業部長ならびに㈱シンク取締役でありました。
8. 取締役後守重敏氏は、2022年1月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、

任期満了により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は公会計ソリューション事業部長でありました。

9. 取締役藤原照也氏は、2022年1月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は学園ソリューション事業部長でありました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料の9割を当社、1割を被保険者である対象役員が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約による保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 役員報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬は、各役員の役割及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、確定額報酬である月額報酬、業績連動報酬である役員賞与、ならびに役員退職慰労金とで構成されております。月額報酬については、株主総会においてその総枠を決議し、取締役会により一任された代表取締役が個々の職責、貢献度、会社業績等を総合的に勘案して各人別の報酬額を決定しております。

監査役の報酬は、確定額報酬である月額報酬ならびに役員退職慰労金とで構成されております。月額報酬については、株主総会においてその総枠を決議し、監査役の協議により常勤・非常勤の別、業務分担等を総合的に勘案し、各人別の報酬額を決定しております。

役員賞与につきましては、当該事業年度の経常利益の水準を勘案し、各取締役の職責や貢献度等に応じた額を取締役会決議で決定したうえで支給することとしております。

役員退職慰労金につきましては、職位、在職年数等に応じた当社「役員退職慰労金規程」に従って算出し、株主総会の承認を得たうえで支給することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	47,400	41,000	6,400	—	9
(うち社外取締役)	(4,600)	(4,200)	(400)	—	(2)
監 査 役	14,800	14,800	—	—	3
(うち社外監査役)	(3,800)	(3,800)	—	—	(2)
合 計	62,200	55,800	6,400	—	12
(うち社外役員)	(8,400)	(8,000)	(400)	—	(4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第36期定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議頂いております(同定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名)。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第36期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議頂いております(同定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名)。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益であり、その実績は899,548千円であります。当該指標を選択した理由は、報酬の透明性および客観性を高め、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするためであります。
5. 非金銭報酬等は、取締役および監査役の報酬等として設定しておりません。
6. 取締役会は、代表取締役藤田雅己氏に対して各取締役の基本報酬の額の決定を委任しており、代表取締役は、個々の職責、貢献度、会社業績等を総合的に勘案して各人別の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。
7. 上記のほか、2022年1月28日開催の第40期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

取締役 5名 126,187千円

(金額には、当事業年度および過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役5名84,125千円が含まれております。)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役奥野卓司氏は、ヤマザキ動物看護大学大学院特任教授、公益財団法人山階鳥類研究所シニアフェロー理事および関西学院大学名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役井上幸雄氏は、清水三年坂美術館運営アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役池上哲朗氏が所属している京都総合法律事務所と当社との間に顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

会社における地位	氏名	主な活動状況
取締役	奥野卓司	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会においては、議案審議等に係る必要な発言を適宜行っており、特に「情報人類学」の第一人者としての専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	井上幸雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会においては、議案審議等に係る必要な発言を適宜行っており、特に労務分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	渡邊功	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会においては、議案審議等に係る必要な発言を適宜行っております。
監査役	池上哲朗	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会および監査役会においては、議案審議等に係る必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

① 名称 清友監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および子会社の全ての取締役および使用人に法令遵守を徹底する。
 - ・内部監査を定期的実施し、法令、定款および社内規程に準拠して業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告し、被監査部門に対する具体的な指導を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会ならびにその他の重要な会議の意思決定に係る記録および決裁した文書等については、法令および社内規程に従い適切に保存・管理する。また、取締役および監査役は、それらの文書を随時閲覧できるようにする。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会ならびにその他の重要な会議では、業務執行に関わる重要な情報や経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクが発生した場合には、遅滞なく報告が行われる。
 - ・内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告する。
 - ・経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスク情報が判明した場合は、必要に応じて監査法人、顧問弁護士等の外部機関と協議し、適宜、助言・指導を受け対策を講じる。

- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社および子会社は、法令、定款に基づき取締役会を設置する。取締役会は、取締役会規程に基づき、取締役全員をもって構成し、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。

- ・ 当社は、取締役会とは別に、取締役および各事業部門の主要メンバーで構成される経営会議を設置し、定期的を開催する。加えて、執行役員制度を導入することで、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は、子会社から定期的に業務執行および財務状況の報告を受ける管理体制を構築している。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人に関する事項、監査役が当該使用人に対する指示の実効性および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。また、指揮命令権は監査役に属するものとして、当該使用人の独立性を確保する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項および重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。また、上記報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう確保する。
 - ・ 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行を監査する。
 - ・ 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議への出席を通じて、取締役および使用人から報告を求めることができる。また、その他監査役が必要と認める事項についても、適宜、取締役および使用人から報告を求めることができる。
 - ・ 監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、担当部署にて検討した上で、当該請求が当該監査役の職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、速やかに支払その他の処理を行う。

⑨ 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制については、年2回、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認している。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,119,767	流 動 負 債	1,599,287
現金及び預金	1,225,450	買 掛 金	160,911
売 掛 金	444,772	一年内返済予定の長期借入金	128,358
契 約 資 産	302,188	未 払 金	112,714
棚 卸 資 産	113,162	未 払 費 用	173,043
そ の 他	35,752	前 受 収 益	626,994
貸 倒 引 当 金	△1,558	未 払 法 人 税 等	196,454
固 定 資 産	3,779,802	未 払 消 費 税 等	95,343
有 形 固 定 資 産	1,829,461	そ の 他	105,466
建 物 及 び 構 築 物	191,583	固 定 負 債	720,932
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	433,350
土 地	1,625,952	退 職 給 付 に 係 る 負 債	246,496
そ の 他	11,925	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25,009
無 形 固 定 資 産	1,338,451	そ の 他	16,077
の れ ん	70,208	負 債 合 計	2,320,219
ソ フ ト ウ ェ ア	672,891	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	595,351	株 主 資 本	3,580,686
投資その他の資産	611,889	資 本 金	484,260
投資有価証券	22,899	資 本 剰 余 金	619,313
繰 延 税 金 資 産	155,344	利 益 剰 余 金	2,621,096
保 険 積 立 金	350,678	自 己 株 式	△143,983
そ の 他	83,185	その他の包括利益累計額	△1,336
貸 倒 引 当 金	△219	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,336
資 産 合 計	5,899,569	純 資 産 合 計	3,579,349
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,899,569

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,232,504
売 上 原 価		2,279,030
売 上 総 利 益		1,953,473
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,055,777
営 業 利 益		897,696
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	701	
未 払 配 当 金 除 斥 益	244	
受 取 手 数 料	815	
そ の 他	1,070	2,830
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	976	
そ の 他	1	978
経 常 利 益		899,548
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,215	
役 員 弔 慰 金	7,200	
役 員 退 職 慰 労 金	42,362	57,778
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		841,770
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	258,785	
法 人 税 等 調 整 額	△8,598	250,186
当 期 純 利 益		591,584
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		591,584

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年11月1日期首残高	484,260	619,313	2,144,762	△143,876	3,104,460
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△115,250		△115,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			591,584		591,584
自己株式の取得				△107	△107
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	476,333	△107	476,226
2022年10月31日期末残高	484,260	619,313	2,621,096	△143,983	3,580,686

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年11月1日期首残高	△5,434	△5,434	3,099,025
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△115,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			591,584
自己株式の取得			△107
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4,098	4,098	4,098
連結会計年度中の変動額合計	4,098	4,098	480,324
2022年10月31日期末残高	△1,336	△1,336	3,579,349

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 (株)シンク

なお、システムディ北海道(株)は、当連結会計年度において当社と合併したため連結の範囲から除外しておりますが、合併時点までの損益計算書は連結しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法）

(ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降
に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年
4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～30年
構築物	20年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基
づく償却費と販売可能な残存期間に基づく均等償却額
を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によって
おります。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に
よっております。

(iii) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額
を計上しております。

- ② 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づき計算した当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(iv) 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

・ソフトウェア事業

フロー収益 ライセンス（使用許諾権）料、カスタマイズ、導入支援（インストール、データコンバート等）、ソフト導入に関連するハード機器・他社商材の販売による収益のことをいい、納品・検収時に一括売上計上されます。

ストック収益 システム運用サポートサービス、クラウドサービス提供によるランニング収益のことをいい、サービス提供期間に応じて売上計上されます。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的ソフトウェア等の経済価値

当社グループは、パッケージシステムとして顧客環境やクラウドサービスにて稼働するソフトウェアを市場販売目的ソフトウェア等として認識しております。

当連結会計年度において無形固定資産に計上しているソフトウェアのうち、市場販売目的ソフトウェア等は、ソフトウェア672,431千円、ソフトウェア仮勘定595,351千円としてそれぞれ計上しております。

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（会計制度委員会報告第12号 最終改正 2014年11月28日）に基づいて、機能改良に要した費用や研究開発終了後の費用を、将来の収益獲得が確実な範囲で資産計上することとしております。また、償却方法は、

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 (ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

将来の収益獲得見込みは、既存のお客様との契約状況の確認によりニーズを把握し、一定割合で成長し続けると仮定した上で、償却において利用する見込有効期間（3年～5年）を上限に将来の収益獲得が確実な範囲としております。状況の変化に応じて、継続的に収益獲得見込みの見直しを行っております。

これらの仮定は、現時点での最善の見積りを行っておりますが、ニーズ対応のための追加投資の発生等の不確実性があり、追加の費用処理が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	101,880千円
土地	420,300
計	522,181

上記の物件は、長期借入金366,670千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 272,030千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,498,000株	一株	一株	6,498,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	95,186株	74株	一株	95,260株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年1月28日 定時株主総会	普通株式	115,250	18	2021年10月31日	2022年1月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年1月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	128,054	20	2022年10月31日	2023年1月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、長期的な事業投資等の資金の調達については、主に銀行からの借入により調達を行う方針にしております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については、必要があれば銀行借入による調達を行う方針にしております。デリバティブ取引は、リスクを回避するための利用を含め、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

長期借入金は、主に事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程及び与信管理規程に従い、各事業部が定期的取引先のモニタリングを行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、各事業部からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	22,899千円	22,899千円	－千円
資産計	22,899	22,899	－
長期借入金(*)	561,708	561,632	△75
負債計	561,708	561,632	△75

(*)長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注)①. 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,225,450千円	－千円	－千円	－千円
売掛金	444,772	－	－	－
合計	1,670,222	－	－	－

③. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	128,358千円	433,350千円	－千円	－千円
合計	128,358	433,350	－	－

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、京都市中京区において本社ビルの一部、及び札幌市中央区に保有する不動産の一部を賃貸に供しております。

賃貸等不動産の賃貸損益は15,531千円であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額				当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	210,843千円	6千円	210,850千円	442,265千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額等を基礎に合理的な調整を行って自社で算定した金額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		連結損益計算書
	ソフトウェア事業	その他	
売上高			
フロー収益	2,056,739千円	23,810千円	2,080,549千円
ストック収益	2,151,954	—	2,151,954
顧客との契約から生じる収益	4,208,693	23,810	4,232,504
外部顧客への売上高	4,208,693	23,810	4,232,504

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

① 契約負債

	当連結会計年度
契約負債 (期首残高)	
前受金	30,343千円
前受収益	498,812
契約負債 (期末残高)	
前受金	83,748
前受収益	626,994

- (注) 1. 契約負債は、主に、請負契約及び保守サービス契約における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
 2. 前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。
 3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、456,420千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり当期純利益	92円39銭
(2) 1株当たり純資産額	559円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(企業結合等関係)

連結子会社の吸収合併

当社は、2021年11月15日の取締役会において、当社の完全子会社であるシステムディ北海道㈱を吸収合併することを決議し、2022年2月1日付で合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

吸収合併消滅会社

名称 システムディ北海道㈱

事業の内容 特定業種、特定業務向けパッケージソフトの開発・販売

吸収合併存続会社

名称 ㈱システム ディ

事業の内容 特定業種、特定業務向けパッケージソフトの開発・販売

② 企業結合日 2022年2月1日

③ 企業結合の法的形式 当社を存続会社とし、システムディ北海道㈱を消滅会社とする吸収合併方式であります。

④ 結合後企業の名称 ㈱システム ディ

⑤ その他取引の概要に関する事項 設立目的であった北海道における市場や販路を拡大することができたことに伴い、今後は経営管理やリソースを一元化して組織運営の効率化を図るため、本合併を行うことといたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,094,677	流 動 負 債	1,557,397
現金及び預金	1,210,814	買 掛 金	158,128
売 掛 金	431,941	一年内返済予定の長期借入金	128,358
契 約 資 産	302,188	未 払 金	107,595
棚 卸 資 産	106,277	未 払 費 用	165,686
前 渡 金	20,943	未 払 法 人 税 等	196,384
前 払 費 用	7,600	未 払 消 費 税 等	91,149
そ の 他	16,411	前 受 金	83,392
貸 倒 引 当 金	△1,501	預 り 金	20,448
固 定 資 産	3,777,063	前 受 収 益	606,255
有 形 固 定 資 産	1,829,461	固 定 負 債	720,932
建 物	190,471	長 期 借 入 金	433,350
構 築 物	1,111	退 職 給 付 引 当 金	246,496
車 両 運 搬 具	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25,009
工 具、器 具 及 び 備 品	11,925	そ の 他	16,077
土 地	1,625,952	負 債 合 計	2,278,330
無 形 固 定 資 産	1,293,122	純 資 産 の 部	
の れ ん	70,208	株 主 資 本	3,594,747
ソ フ ト ウ ェ ア	672,891	資 本 金	484,260
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	550,022	資 本 剰 余 金	619,313
投 資 そ の 他 の 資 産	654,478	資 本 準 備 金	619,313
投 資 有 価 証 券	22,899	利 益 剰 余 金	2,635,156
関 係 会 社 株 式	47,095	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,635,156
繰 延 税 金 資 産	153,055	別 途 積 立 金	8,000
保 険 積 立 金	350,678	繰 越 利 益 剰 余 金	2,627,156
差 入 保 証 金	79,870	自 己 株 式	△143,983
そ の 他	879	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,336
資 産 合 計	5,871,740	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,336
		純 資 産 合 計	3,593,410
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,871,740

損 益 計 算 書

(2021年11月1日から)
(2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,133,217
売 上 原 価		2,208,570
売 上 総 利 益		1,924,647
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,032,645
営 業 利 益		892,001
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	751	
未 払 配 当 金 除 斥 益	244	
受 取 手 数 料	815	
そ の 他	1,069	2,879
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	976	
そ の 他	1	978
経 常 利 益		893,903
特 別 損 失		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	8,865	
役 員 弔 慰 金	7,200	
役 員 退 職 慰 労 金	42,362	58,427
税 引 前 当 期 純 利 益		835,475
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	258,669	
法 人 税 等 調 整 額	△6,740	251,929
当 期 純 利 益		583,545

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2021年11月1日 期 首 残 高	484,260	619,313	619,313	8,000	2,158,862	2,166,862	△143,876	3,126,559
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△115,250	△115,250		△115,250
当期純利益					583,545	583,545		583,545
自己株式の取得							△107	△107
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)								-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	468,294	468,294	△107	468,187
2022年10月31日 期 末 残 高	484,260	619,313	619,313	8,000	2,627,156	2,635,156	△143,983	3,594,747

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年11月1日 期 首 残 高	△5,434	△5,434	3,121,124
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△115,250
当期純利益			583,545
自己株式の取得			△107
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)	4,098	4,098	4,098
事業年度中の変動額合計	4,098	4,098	472,285
2022年10月31日 期 末 残 高	△1,336	△1,336	3,593,410

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
子会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）
- ② 棚卸資産
商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については
仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益
貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法によっております。但し、1998年4月1日以降
取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年
4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 8～30年 |
| 構築物 | 20年 |
| 車両運搬具 | 2年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
- ② 無形固定資産
市場販売目的のソフトウェア 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基
づく償却費と販売可能な残存期間に基づく均等償却額
を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によって
おります。
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に
よっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につ
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額
を計上しております。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ
る退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給
付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする
方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程
に基づき計算した当事業年度末要支給額を計上してお
ります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

・ソフトウェア事業

フロー収益	ライセンス（使用許諾権）料、カスタマイズ、導入支援（インストール、データコンバート等）、ソフト導入に関連するハード機器・他社商材の販売による収益のことをいい、納品・検収時に一括売上計上されます。
ストック収益	システム運用サポートサービス、クラウドサービス提供によるランニング収益のことをいい、サービス提供期間に応じて売上計上されます。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的ソフトウェア等の経済価値

当社は、パッケージシステムとして顧客環境やクラウドサービスにて稼働するソフトウェアを市場販売目的ソフトウェア等として認識しております。

当事業年度において無形固定資産に計上しているソフトウェアのうち、市場販売目的ソフトウェア等は、ソフトウェア672,431千円、ソフトウェア仮勘定550,022千円としてそれぞれ計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記 市場販売目的ソフトウェア等の経済価値」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建 物	101,685千円
構 築 物	195
土 地	420,300
計	522,181

上記の物件は、長期借入金366,670千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 272,030千円

(3) 関係会社に対する金銭債権は次の通りであります。

短期金銭債権	10,375千円
--------	----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高	4,793千円
売上原価	7,275千円
販売費及び一般管理費	1,200千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	50千円
-------	------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	95,260株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	12,050
未払費用(賞与)	62,307
退職給付引当金	76,589
役員退職慰労引当金	7,636
その他有価証券評価差額金	587
その他	1,520
小計	160,692
評価性引当額	△7,636
計	153,055

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり当期純利益	91円14銭
(2) 1株当たり純資産額	561円23銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表「12. その他の注記(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月 8 日

株式会社システムディ
取締役会 御中

清 友 監 査 法 人
京 都 事 務 所

指定社員	公認会計士	和田 司
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	三牧 潔
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システムディの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月 8 日

株式会社システムディ

取締役会 御中

清 友 監 査 法 人
京 都 事 務 所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	和田 司
指定社員 業務執行社員	公認会計士	三牧 潔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システムディの2021年11月1日から2022年10月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月9日

株式会社システム	ディ	監査役会
常勤監査役	小林	正人 ⑩
社外監査役	渡邊	功 ⑩
社外監査役	池上	哲朗 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下の通りといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は128,054,800円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第18条</u> <u>〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p><u>第18条</u> <u>〔電子提供措置等〕</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役池上哲朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いけがみ てつろう 池上 哲朗 (1966年11月15日生)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 京都総合法律事務所入所(現任) 2009年4月 京都弁護士会副会長 2019年1月 当社監査役(現任)	一株

(注) 1. 当社は、池上哲朗氏が所属している京都総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

2. 池上哲朗氏は、社外監査役候補者であります。

3. 池上哲朗氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高度な専門的知識と幅広い経験を有しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行して頂けると判断したためであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容にて更新する予定であり、池上哲朗氏が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要については、事業報告「4. 会社役員 の状況 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	歴 所有する当社の株式数
たておか みさこ 楯岡美佐子 (1965年10月21日生)	1991年7月 税理士登録 1998年4月 楯岡税理士事務所設立(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社は、顧問税理士契約を締結しております。
2. 楯岡美佐子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 楯岡美佐子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての高度な専門的知識と幅広い経験を有しており、監査役に就任された場合に社外監査役として、その職務を適切に遂行して頂けると判断したためであります。
4. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し同内容にて更新する予定であり、楯岡美佐子氏が監査役に就任した場合、同氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要については、事業報告「4. 会社役員の状況 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。

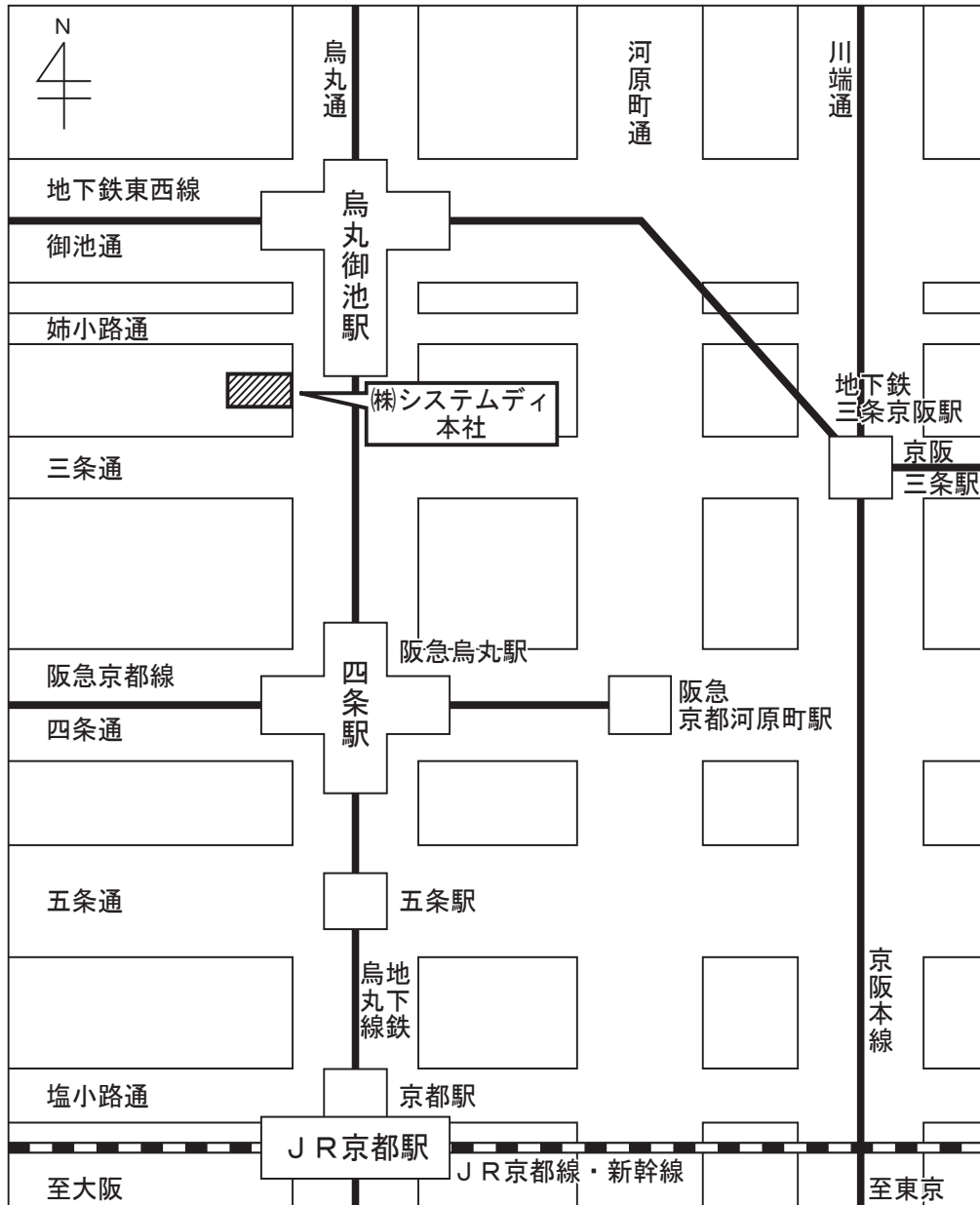
以上

株主総会会場ご案内図

会場：京都市中京区烏丸通三条上る場之町603番地

システムデビル 4階 大会議室

電話（075）256-7777



交通 ・京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」駅下車 南改札6番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)